

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を
改正する政令（案）」に対する意見募集について
(国内希少野生動植物種の追加等)

1 意見募集の状況

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
FAX	0 通
郵送	1 通
電子メール	13 通
計	14 通

(2) 整理した意見の総数（※下記の他、本件に関係ないもの 1件あり）

- ・今回の改正政令案に係る意見 12件
- ・その他の意見 9件

2 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要	件数	理由概要	頂いた意見に対する考え方
【改正政令案に係る意見】			
1	今回の指定に賛成する。	1	・植物について適切な規制となっている 今後、追加指定する種の保護を推進してまいります。
2	候補種以外の種についても国内希少野生動植物種指定を検討すべき。	2	・地元住民が関心をもつ種を指定すべきである ・他にも絶滅の危機にさらされている種がある。 ご意見は、今後の指定候補検討の参考とさせていただきます。 なお、国内希少野生動植物種指定については、提案制度を設けていますので活用いただければ幸いです。
3	特定国内希少野生動植物種の対象候補を再検討すべき。	3	・挿し木による増殖が可能な種があると考えられる。 ・特定国内希少野生動植物種に指定することで、山採りを助長し、採取圧を高めてしまうと考える種がある。 増殖技術及び流通状況に関する情報収集から、特定国内希少野生動植物種の要件（商業的に個体の繁殖をさせることができるものである（法第四条五項））に指定時点で該当すると判断できるものについては、特定国内希少野生動植物

			<ul style="list-style-type: none"> 既存の国内希少野生動物種にも、繁殖品が十分にあったにも関わらず特定国内希少野生動物種に指定されず過剰規制となっている種がある。 	<p>種として指定を行っています。(生きている個体の捕獲等の行為は禁止されます。)</p> <p>今後、今回の特定国内希少種の指定候補種のみならず、既存の国内希少野生動物種についても、増殖技術や流通状況等の情報収集や野生個体のモニタリング、遺伝情報取得等に努め、要件に該当すると判断できる種の特定国内希少野生動物種への追加指定や、法の目的である「種の保存」を果たすことが出来ていない種の指定解除を検討してまいります。</p>
4	シシキカンアオイ(シジキカンアオイ)の種名について、主な和名をシジキカンアオイに修正すべき。	6	<ul style="list-style-type: none"> 本種の和名は産地である志々伎山(しじきさん)に基づくものである 志々伎(しじき)という名称は山の名前だけでなく、式内社である志々伎神社、また地元平戸市の町名、志々伎町にも用いられている。 記載者が、志々伎山を「しじきさん」と誤読若しくは誤解したと考えられる。 	<p>環境省レッドデータブック2014において「原記載がシシキカンアオイである」と明記されていることから、学術的知見を反映し、和名を「シシキカンアオイ」とし、別名として「シジキカンアオイ」を掲載しました。今後も、学術的知見の収集に努め、環境省レッドリスト・レッドデータブックとあわせて書きぶりを検討してまいります。</p>
【その他の意見】				
1	パブリックコメント期間を短縮し、保護対象種の指定を速やかに行うことに賛成する。	1	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象種の分布地の保護や回復に早急に取り組むべきである 	<p>今後、追加指定する種の保護を推進してまいります。</p>
2	オガサワラセセリは	1	<ul style="list-style-type: none"> 通年を通した吸蜜源を 	<p>今後、いただいたご意見を参</p>

	自然公園内外を問わず生息地における植生管理に環境省も協力すべき。		確保する必要がある種であるため、地元団体が実施している植生管理を継続することが重要であるため	考として、追加指定する種の保護方策を検討してまいります。
3	ヒメチャマダラセセリ及びキリギシソウについて、必要な保全対策を講じるべき。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・指定によって逆に盗掘が助長される可能性がある ・法に基づき国としての責務を果たすこと、これまで行政機関を含む地元関係者により実施されてきた施策や対応を引き継ぐことが必要である。 	今後、行政機関を含む地元関係者と連携し、追加指定する種の保護方策を検討してまいります。
4	リュウキュウキンモウワラビやハカマウラボシをはじめとする生息・生育環境の保護や回復を必務とすべき。	1	・辺野古の新基地埋め立てに際し発見されたサンゴを含め絶滅危惧種については、移植による遺伝子攪乱や定着の確実性が懸念される場合、好適環境の回復や保護が重要となる。	今後、いただいたご意見を参考として、追加指定する種の保護方策を検討してまいります。
5	添付資料の誤字を修正すべき。	1	—	ご指摘の箇所について、一部資料を修正いたしました。
6	種の概要を記した添付資料における「存続を脅かす要因」では科学的根拠を記載すべき。	1	・存続を及ぼす要因に列挙されている事項は根拠がなく主観的である。	環境省レッドデータブックや有識者から得られた知見をもとに記載しております。
7	「選定要件」には客観的かつ具体的数値をあげるべき。	1	・「個体数が著しく少ないか、又は著しく減少」、「その存続に支障を来す事情」等の選定要件の記載事項は主観的で曖昧である。	ご指摘の内容は、種の保存法に基づく「希少野生動植物種保存基本方針」に記された選定要件の一部ですが、環境省レッドリストにおいて評価された絶滅のおそれの高さ等を

				基礎情報とし、本要件に当てはまるかを検討しております。
8	キリギシソウについて、国レッドリストに記載された学名に誤りがあるため修正すべき。	1	・平凡社の図鑑などで <i>Callianthemum kirigishiense</i> (種) と掲載されている。	レッドリストの随時見直しにおいて対応する予定です。
9	環境破壊の元凶である化学物質に対する希少種の基本的保全対策を立てることが必要。	1	・化学物質が微生物をはじめ生態系に多大なダメージを与えているため。	ご意見は、今後の保全対策検討の参考とさせていただきます。